

令和5年東懲第22号、同年東懲法第1号

議 決 書

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目8番7号

MFPR六本木麻布台ビル1.1階

懲戒請求者 酒 井 将

(令和5年東懲第22号)

〒170-0013

東京都豊島区東池袋2-60-2

池袋パークハイツ2階20

石丸・田島法律事務所

被審査人 石 丸 幸 人

(登録番号30934)

被審査人石丸幸人代理人弁護士 斎 藤 勝 也

(令和5年東懲法第1号)

〒170-0013

東京都豊島区東池袋2-60-2

池袋パークハイツ2階20

被審査人 弁護士法人石丸・田島法律事務所

(届出番号167)

(主たる事務所)

〒170-0013

東京都豊島区東池袋2-60-2

池袋パークハイツ2階20

石丸・田島法律事務所

被審査人弁護士法人石丸・田島法律事務所代理人

弁護士 高 橋 法 彦

当委員会は、頭書事案について審査を終了したので、審議の上、以下のとおり議決する。

主 文

被審査人らをいずれも懲戒しない。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、被審査人らが、懲戒請求者が代表社員を務める弁護士法人ベリーベスト法律事務所を非弁提携の理由で懲戒請求する目的で、被審査人弁護士法人石丸・田島法律事務所の従業員に働きかけ、同従業員をして、弁護士法人ベリーベスト法律事務所に就職させた上、同弁護士法人の内部情報を不正に入手し、それを利用して同弁護士法人及びその所属弁護士らを対象とする懲戒請求をなさしめたことが懲戒事由に当たるとして懲戒請求がなされた事案である。

第2 前提事実

- 1 被審査人弁護士法人石丸・田島法律事務所（以下「被審査人法人」という。）は、平成17年4月に設立された弁護士法人である。

被審査人石丸幸人（以下「被審査人石丸」という。）は、被審査人法人の設立当初から平成24年まで代表社員を務め、平成25年の代表社員制度廃止後は社員となっていたが、平成29年10月11日、被審査人法人とともに3か月（後に2か月に変更）の業務停止処分を受けたために一旦社員資格を失い、業務停止期間が経過して社員に復帰した後は相談役となっている（甲48、被審査人石丸の綱紀委員会における陳述）。

- 2 懲戒請求者は、弁護士法人ベリーベスト法律事務所（以下「ベリーベスト」という。）の代表社員である。
- 3 鈴木希（以下「鈴木」という。）は、平成21年3月2日に被審査人法人に事務職員として就職し、平成28年2月29日付けで被審査人法人を退職した（乙1の1、2の1、甲18）。
- 4 鈴木は、被審査人法人に在職中である平成27年12月8日頃、ベリーベ

トに履歴書を提出し、ベリーベストの一次面接及び二次面接を経て平成28年1月8日頃に採用内定となり、被審査人法人を退職した翌日である同年3月1日付けでベリーベストに就職し、同年8月5日、ベリーベストを退職した(甲3、6、39、44、懲戒請求者の綱紀委員会における陳述)。

5 鈴木は、ベリーベストを退職する約1か月前の平成28年7月7日に、上司に対して、日本弁護士連合会(以下「日弁連」という。)の「債務整理事件処理の規律を定める規程」では直接面談を原則、電話面談を例外としており、ベリーベストでは「ご来所が困難なお客様へ」の書面で顧客から来所困難理由を申告してもらってはいるが、来所割合がおおよそ5%にすぎないことに不安を覚えること、また、司法書士法人新宿事務所(以下「新宿事務所」という。)に書類作成支援料の名目で1件当たり19万8000円が支払われているのは、実質的にはリベートと捉えられてしまうのではないかと不安であるので、今後の事務所運営を考えると蔑ろにできず、改善してほしいとする内容の電子メール(以下「本件メール」という。)を送信した。これに対し、上司からは、「貴重なご意見をありがとうございます。あらためて拝読させていただき検討いたします。」と鈴木に対して返信がなされた(甲9の3、39、54)。

6 鈴木は、ベリーベスト在職中、ベリーベストの承諾なく密かに複製又はプリントアウトした次のベリーベストの営業情報等(以下次の①ないし③を「本件データ」、①ないし⑥全体を「本件営業情報」という。)を持ち出した(甲9の3、10、39等)。

- ① 新宿事務所からベリーベストに対する平成28年4月分の書類作成支援料の請求書
- ② ベリーベストが新宿事務所に発注した書類作成支援の平成28年4月分の明細表(発注日、お客様番号、顧客名、貸金業者名等が記載されているもの)
- ③ 平成28年3月のベリーベストの新規受任実績一覧(問合せ数・受任数・受任方法・受任率の一覧表)
- ④ 「ご来所が困難なお客様へ」と題する平成27年6月16日付け書面(顧客が来所困難の理由を記入し署名捺印したもの)
- ⑤ 本件メール及びこれに対する上司の返信メール

7 鈴木は、ベリーベスト退職後、平成28年9月27日、本件営業情報を証拠

として、ベリーベストが新宿事務所から簡易裁判所の事物管轄140万円を超える過払金返還請求事件の紹介を受け、新宿事務所にその対価として一律の紹介料を支払っており弁護士法第27条に違反する非弁提携行為をしていること（このベリーベストと新宿事務所との非弁提携行為を以下「本件非弁提携」という。）及びベリーベストが日弁連の債務整理事件処理の規律を定める規程第3条第1項及び第8条第1項に違反する態様で債務整理事件を受任していることを懲戒請求事由として、本会に対して、ベリーベスト、代表社員の懲戒請求者及び浅野健太郎弁護士並びに所属弁護士15名を対象とする懲戒請求（平成28年東網法第7号及び同年東網第790ないし804号）をするとともに、神奈川県弁護士会に対して、ベリーベストの従たる事務所所属の弁護士3名を対象とする懲戒請求（平成28年（網）第63号ないし65号）をした（以下「別件懲戒請求」という。）（甲9の1～3、10、39等）。

- 8 また、鈴木は、別件懲戒請求日と同日、本件営業情報等を証拠として、ベリーベストに対し、在職中に弁護士法第27条違反の本件非弁提携や日弁連「債務整理事件の規律を定める規程」及び弁護士法第22条違反の違法業務に従事させられ、これに耐えられず退職を余儀なくされたこと等により精神的苦痛を受けたとして慰謝料200万円を請求する損害賠償請求訴訟（以下「民事訴訟」といい、これと別件懲戒請求を合わせて、以下「別件懲戒請求等」という。）を東京地方裁判所に提起した。

なお、本件訴訟については、平成29年7月5日、原告の請求を棄却する判決が言い渡された（甲53、54）。

第3 懲戒請求事由の要旨

被審査人らは、平成27年頃、新宿事務所からベリーベストに認定司法書士が取り扱うことのできない訴額140万円を超える過払金返還請求事件が流れているとの情報に接し、ベリーベストから新宿事務所への金銭の移動等を掴むことによって、ベリーベスト及び新宿事務所を本件非弁提携の事由で懲戒請求することを企て、従業員鈴木に対し、被審査人法人を退職してベリーベストに就職し、ベリーベストから本件非弁提携を裏付ける証拠資料となる内部情報を入手するスパイ活動をしてくれるよう働きかけ、これを承諾した同人に、平成28年2月29日付けで被審査人法人を退職して同年3月1日にベリー

ベストに就職させて、同年8月5日にベリーベストを退職するまでの間にベリーベストの顧客情報を含む秘密情報である本件営業情報を不正に入手して持ち出させ、退職後にそれを証拠として利用して同年9月27日付けで別件懲戒請求をさせた。

上記の被審査人らの行為は、弁護士法第56条第1項に定める弁護士及び弁護士法人の品位を失うべき非行にあたる。

第4 被審査人らの答弁及び反論の要旨

- 1 懲戒請求事由は、被審査人らが鈴木に働きかけて非弁提携の証拠となるべきベリーベストの内部情報である本件営業情報を不当・違法に入手させた行為であり、遅くとも鈴木がベリーベストを退職した平成28年8月5日以前には行為が完了しているから、懲戒請求者が本件懲戒請求をした令和元年9月20日時点において、弁護士法第63条に定める除斥期間を経過している。
- 2 被審査人らが、鈴木に働きかけて、ベリーベストに就職させた上でその内部情報である本件営業情報を不当・違法に入手させ、その情報に基づいてベリーベストに対して懲戒請求を行わせた事実はない。
- 3 仮に被審査人らにおいて、鈴木をしてベリーベストに就職させた上でその内部情報である本件営業情報を入手させたとしても、本件営業情報はベリーベストが新宿事務所から事件を紹介されるにあたりその対価を支払っているという非弁提携行為の証拠となる内部情報であり、そのような内部情報は秘密としての要保護性はなく、公益通報者保護法の趣旨等に照らせば、鈴木の行為は違法・不当な行為とは言えず、したがって被審査人らの行為は、弁護士としての品位を欠くべき非行にはあたらない。
- 4 仮に被審査人石丸について懲戒事由が認められるとしても、被審査人法人の正式な意思決定の下に被審査人法人の業務として行われたものではないから、被審査人法人には懲戒事由は認められない。

第5 証拠の標目

別紙証拠目録記載のとおり。

第6 当委員会の認定及び判断

1 被審査人らの除斥期間経過の主張について

本件は、被審査人らが鈴木に働きかけて、同人をして、本件非弁提携の証拠資料となる本件営業情報を入手させた上、本件営業情報を証拠として別件懲戒請求をさせた一連の行為を懲戒請求事由とするもので、別件懲戒請求がなされたのは平成28年9月27日であり、その後も別件懲戒請求に係る手続が進行しているから、本会から綱紀委員会に対し本件につき調査を命じられた令和元年9月20日の時点では、弁護士法第63条に定める3年の除斥期間は経過していないと判断する。

2 認定事実及び判断

(1) 前提事実は関係各証拠によりこれを認めることができる。

(2) また、関係各証拠によれば、以下の事実も認めることができる。

ア 平成27年ころ、被審査人法人は、毎月開かれているマネージメントボードメンバー会議（以下「MBM」という。）において、競合事務所支店展開について報告が行われており、被審査人法人と競合する他事務所の動向について注視をしていたが、競合事務所の1つとしてベリーベストが含まれていた（乙19、23）。

また、被審査人法人においては、新宿事務所も競合事務所の1つと認識し、同事務所が広告を出稿している時間帯を調べた上で、同じ時間帯に被審査人法人の広告を集中的に行ったり、弁護士は司法書士と異なり金額の制限なく過払金返還請求ができることを広告で謳うなどしたこともあった（被審査人石丸の綱紀委員会における陳述）。

さらに、被審査人法人においては、被審査人法人に依頼される前にベリーベストと新宿事務所が辞任した案件のファイルを徹底的に調査したこともあった（甲18）。

イ 被審査人法人に勤務していた小川志保子（以下「小川」という。）は、平成27年3月31日に被審査人法人を退職し、翌4月1日に新宿事務所に入所したが、同年11月25日には同事務所を退職した（乙2の2、甲7）。

ウ 被審査人法人に勤務していた古賀大補（以下「古賀」という。）は、平成27年初め頃、小川から「私辞めて鳥取に帰るんですよ。」旨の話を聞いた（甲18）。

エ 古賀が、平成27年ころ、鈴木に対して被審査人法人を辞めるのかと聞いた際に、同人は「ちょっくら行ってきますわ」と話しており、更に、戻ってくる予定なのかを確認されると、鈴木は「戻ってくる予定だよ」と話していた。また、その後、古賀が、ラインで、鈴木に対し「まだ戻ってこないんですか」と聞いてところ、鈴木は「そろそろもどるでござんす。」と回答した（甲18）（ただし、鈴木が、被審査人法人に復帰したとの証拠はない。）。

オ 被審査人法人に勤務していた松田貴子（以下「松田」という。）は、平成28年1月26日に被審査人法人を退職し、同年5月ころ、他の法律事務所の採用面接を受けた際に、被審査人法人を退職した理由として「法に触れるようなことを指示されたため、これ以上勤務を続けられないと思った」旨を回答し、更にその点について問われた際に「当時の上司から新宿事務所かベリーベストにスパイに行っていて欲しい。行ってくれたら好待遇にする」と言われた旨を回答した（甲1、甲2、乙2の3）。

(3) 上記(1)及び(2)に記載した事実やその他の証拠を総合考慮すれば、以下の事実を認めることができる。

ア まず、鈴木がベリーベストから持ち出した本件データは、ベリーベスト内の共有フォルダの内、債務整理フォルダ内の新宿事務所関連フォルダ内の債務整理部部長フォルダ内の経理フォルダ内に保存されていたことが認められ、同フォルダにはベリーベストの職員であればアクセスが可能であったものの、鈴木はベリーベストにおいて経理業務は担当しておらず、その業務遂行の上においてアクセスすることが必要なフォルダではなかったことが認められる（甲48、54、丙1）。

このことからすれば、鈴木は、ベリーベスト在職中に、敢えて本件データが保管されていたフォルダにアクセスしたと優に推認することができ、その後、鈴木がベリーベストに対して別件懲戒請求や民事訴訟を提起していることからすれば、それらの証拠とするために本件データを含む本件営業情報を持ち出したものと認められる。

イ 次に、鈴木がベリーベストに対して別件懲戒請求等を行った理由について検討する。

鈴木は、ベリーベスト在職中に本件メールを上司に送信し、ベリーベス

トにおける債務整理事件の面談率の低さや新宿事務所に書類作成支援料の名目で1件当たり19万8000円が支払われている点について改善を求めているが、その後、更にベリーベストにおいて改善を求める行動に出たことは窺われないまま、本件メールを発信した約1ヶ月後には退職している（甲5）。

鈴木は、ベリーベストを退職後に自ら提起した民事訴訟における請求原因として、ベリーベストが新宿事務所に対して対価の支払いをして事件の周旋を受けているという弁護士法に違反する行為を行っており、また、債務整理事件において日本弁護士連合会の定める債務整理事件の処理の規律を定める規定に違反する事件処理を行っているところ、ベリーベストにおけるそれら債務整理事件の補助業務に関わらざるを得ず、上司に改善を求めたもののそれが受け入れられなかったことによって退職を余儀なくされて精神的損害を被った旨を主張しているが（甲53）、判決においては、鈴木が担当していた補助業務自体は違法な行為とは言えず、また、弁護士が直接面談するか否かに関わるものでもないとの事実認定の下に、鈴木的主張は排斥されている（甲54）。

鈴木がベリーベストに就職して僅か4ヶ月程度しか勤務せず、その間、上司に本件メールを送ったのみで、上司等からの具体的な回答を求めることもないまま間もなく退職していることや、鈴木自身は債務整理事件の補助業務に従事していたのみであって、同人が主張するような違法な業務に直接関与させられていた事実は認められないのであるから、鈴木が新宿事務所とベリーベストとの間の関係などを知ったことが、ベリーベストに対して別件懲戒請求等を行うまでの動機になったと考えることには疑問を抱かざるを得ない。

また、別件懲戒請求等は、いずれも鈴木本人名義で行われているところ、提出されている書面は詳細な理論付けがされた内容が記載されているなど、法律専門家によって作成されたことが強く窺われる内容となっており、このことは、鈴木以外の第三者が別件懲戒請求等に深く関わっていることを強く窺わせる事情である。

そして、先に認定したように鈴木において本件データが保管されていたフォルダに業務上の必要性もないのに敢えてアクセスしていることなど

をも考えあわせれば、鈴木は、ベリーベストの内部情報にアクセスし、それに基づいて別件懲戒請求等を提起することを企図して被審査人法人を退職してベリーベストに就職したと考えると矛盾はない。

そして、それまでベリーベストと何らの関係もなかった鈴木が自らの考えでそのような意図を持ってベリーベストに就職するとは考えがたいことからすれば、鈴木は、第三者の指示を受けて上記目的の下にベリーベストに就職したことが強く疑われる。

ウ そして、平成27年当時、被審査人法人においては、ベリーベストや新宿事務所を競合事務所と位置づけて、その動向を注視し、また、新宿事務所に対抗するような広告戦略をとっていたこと、新宿事務所とベリーベストとの間に何らかの提携関係がないかを把握するために被審査人法人において受任する以前に両事務所が関わっていた案件ファイルの調査を被審査人法人内で行ったことがあること、松田が他の法律事務所における採用面接において、被審査人法人に勤務していたときに上司から新宿事務所もしくはベリーベストにスパイに行つて欲しいと言われたと説明していること、被審査人法人に勤務していた小川が新宿事務所に転職しているものの短期間で退所していることなどの事実からすれば、被審査人法人において新宿事務所とベリーベストの間に何らかの提携関係があるのではないかと疑っており、その証拠をつかむために鈴木をして被審査人法人を退職させてベリーベストに入所させたと強く疑われる状況にある。

エ 被審査人石丸は、平成25年に被審査人法人が代表社員制度を廃止した後は社員となったが、被審査人法人内においては依然として代表と呼ばれており（被審査人石丸の当委員会における陳述・乙19）、また、月1回被審査人法人において開かれていたMBMにおいて、自ら決めた被審査人法人の予算を各部署の責任者に示達したり、各部署における懸案事項について指摘するなど被審査人法人全体の経営面についての指示を出していた。さらに、被審査人石丸は、MBMにおいてだけでなく、被審査人法人が競争環境に打ち勝っていくために、効果的な広報での集客や、顧客満足度を高めるための方策を検討・実施するように各管理職に対して指示を行うことを日常的に行うなど事実上の経営者の立場にあった（乙3・被審査人石丸の当委員会における陳述）ことが認められ、これらのことからすれ

ば、被審査人法人における最終の決定権者は被審査人石丸であったと優に認められるところであり、本件において被審査人法人が鈴木的行為に関与していたとするならば、被審査人石丸の意向とまったく無関係なところで行われたとは考えがたい。

- (4) そこで、当委員会は、当会懲戒委員会会規第21条の2に基づいて、鈴木を関係人として審尋することが必須と考え、審査期日を設けて同人に出頭を求めたが、同人は、当委員会に対して何らの連絡をすることもなく、審尋期日に出頭しなかった。なお、鈴木は、当会綱紀委員会からも関係者として陳述のための呼出を受けたが、これに対しても何らの回答もしないまま予定された期日に出頭しなかった。したがって、鈴木本人から、本件について事情を聴取することは困難であると認められた。

懲戒請求者からは、書証として、2019年9月5日付け懲戒請求者作成の陳述書（以下「9月5日付け陳述書」という。甲12）、及び2022年12月13日付け懲戒請求者作成の陳述書（以下「12月13日付け陳述書」という。甲39）が提出されており、9月5日付け陳述書には資料1（以下「A陳述書」という。）として作成者欄などがマスキングされた陳述書が添付され、また、12月13日付け陳述書においてはA陳述書の作成者は被審査人法人に勤務しており統括本部長を務めていたA（以下「A」という。）であるとされると共に、A陳述書においてマスキングされた部分を含めて、Aが懲戒請求者に対して陳述したとされる内容が記載されている。そして、これらにおいては、被審査人石丸が、鈴木に対して被審査人法人を退職してペリベストに就職し、新宿事務所との関係を示す証拠となる資料を持ち出すように指示した旨が記載されている。

したがって、上記各陳述書及びその基礎となっているA陳述書の当該部分が信用し得ると判断できるのであれば、これらに基づいた事実認定が可能となるので、以下に検討する。

ア A陳述書の作成者について

A陳述書は、作成者欄がマスキングされているため、同陳述書を確認しただけでは、作成者が誰であるのかが不明である。

この点、懲戒請求者は、同陳述書の作成者がAである旨を主張し、被審査人らにおいてもその点を特に争ってはいない。

そして、関係各証拠からすれば、**A**が勤務していた弁護士事務所の**B**
B 弁護士（以下「**B** 弁護士」という。）が懲戒請求者とやり取りを
し（甲30、43）、その後に懲戒請求者と**A**とが直接やり取りをした上
で陳述書が**A**から懲戒請求者に提出されている経緯が認められるところ
であり（甲44）、**A**陳述書の作成者が**A**であるとして矛盾するところ
はない。

イ 次に**A**陳述書及び12月13日付け陳述書に現れる**A**の陳述部分（以
下、両者を総称する場合「**A**陳述書等」という。）の信用性（証明力）に
ついて検討する。

12月13日付け陳述書に現れる**A**の陳述は、**A**の陳述内容を懲戒請
求者において聴取したところを記載するものであっていわゆる伝聞供述に
あたる上、**A**陳述書に記載されているところを正確に再現していることを
担保するものもなく、そもそもその信用性は、**A**陳述書よりも劣ると考え
ざるを得ない。

また、**A**陳述書の作成過程を見るに、まず懲戒請求者において原案を作
成し、これを**A**において確認・修正して完成させたという経緯をみるこ
とができ（甲44）、しかもその作成目的は懲戒請求者に対する別件懲戒請求
において懲戒請求者にとって有利な証拠として用いるために作成されてい
るのであるから、**A**において懲戒請求者の意向に迎合した可能性も否定で
きない。

加えて、**A**は、当委員会から関係者として審尋するために呼出を受けた
もののこれに応じず（なお、**A**は、当会綱紀委員会からの呼出にも応じな
かった。）、**A**陳述書等の内容について当委員会において直接確認できな
い状況にあり、被審査人らの反対尋問も経ていない。

上記したところからすれば、**A**陳述書等の信用性については特に慎重
に検討されなければならない。

以下、上記の点を踏まえて検討する。

（ア） **A**陳述書等においては、鈴木がベリーベストに就職する以前におい
て、被審査人石丸が、新宿事務所からベリーベストに対して140万円を超
える過払金事件が流れているという話を聞き、そうであるならばその対価が
ベリーベストから支払われたはずだと考えて、その証拠をつかむために、被

審査人石丸の指示で、被審査人法人に依頼される前にベリーベストと新宿事務所が辞任した案件のファイルを被審査人法人内において徹底的に調査した旨の記載があるところ、上記のような調査をした事実は古賀作成の陳述書（甲18）においても同人が自ら体験した事実として記載されている。

（イ） **A** 陳述書等において、鈴木がベリーベストに就職する以前において、被審査人石丸の指示で、被審査人法人に勤務していた小川を退職させて、ベリーベストとの関係を示す内部情報を入手するために新宿事務所に就職させた旨の記載がされているところ、小川が被審査人法人に勤務していた事実（乙1の2）、同人が被審査人法人を退職した翌日から新宿事務所に就職した事実（甲7、乙2の2）、及び同人が約7ヶ月弱の短い期間の勤務で新宿事務所を退職している事実（甲7）が認められる。

（ウ） **A** 陳述書等において、鈴木がベリーベストに就職する以前において、松田に対して、他の統括部長等と共に面談し、ベリーベストに転職して、新宿事務所との非弁提携を裏付ける資料を携すように依頼した旨の記載があるところ、松田は、平成28年1月26日に被審査人法人を退職後、同年5月ころに弁護士事務所の採用面接を受けた際に、被審査人法人を退職した理由として「新宿事務所かベリーベストにスパイに行って欲しい。行ってくれたら高い待遇にする」旨を説明したことがあったことが認められる（甲1、2）。

（エ） しかし、上記で認められる事実は、被審査人石丸らの本件への関与を強く疑わせる背景事情としての意味を有すると認めることはできるが、それを超えて、被審査人石丸の指示の事実を直ちに裏付けるものとまでは評価できない。

すなわち、被審査人法人が依頼を受ける以前にベリーベストと新宿事務所が辞任した案件のファイルを被審査人法人内において徹底的に調査したことがあったという事実があるからといって、直ちに被審査人石丸が鈴木に対してベリーベストへ就職や新宿事務所との提携を示す証拠の持ち出しなどを指示したことまで認定できるものではないし、小川の新宿事務所への就職の事実が認められるとしても、そのことをもって **A** 陳述書等にあるように、同人が新宿事務所とベリーベストとの間の非弁提携を裏付ける資料を入手する為に、被審査人石丸の指示を受けて新宿事務所に就職した事実までを

も直ちに認定することはできない。なお、当委員会は、小川から事情を聴取するために同人に架電してその意向を確認したところ、出席する意向はないとの回答であった。また、現住所についても確認ができなかったため、当委員会が把握している同人の住所宛に文書を送付して事情聴取のために審査期日への出頭を求めたが、尋ねどころあらずとの理由で返送となったため、同人からの事情聴取は実施できなかった。

さらに、松田が、他の弁護士事務所での採用面接にあたり、被審査人法人に勤務中に新宿事務所かベリーベストへスパイに言って欲しいと言われたと説明したとしても、真実、そのような事実があったのか、あったとして誰からどのような状況で、具体的にどのように言われたのかについては松田自身に確認せざるを得ないところ、松田は綱紀委員会及び当委員会から関係人としての呼出をうけたものの、いずれも応じようとしなかったため、結局、現在有る証拠からは、松田が窪田翔太弁護士らに対して上記のような説明をしたという事実の限度でしか認定することができず、それを超えた事実までを認定することはできない。

そうすると、**A** 陳述書等に現れるところは、その一部について事実と合致する部分は認められるものの、そのことによって、被審査人石丸が鈴木をしてベリーベストに就職させて、新宿事務所との非弁提携を裏付ける情報を入手させようとしたという点まで信用し得るとまでの評価はできない。

なお、12月13日付け陳述書において赤瀬康明弁護士（以下「赤瀬弁護士」という。）の話として記載されているところも、**A** 陳述書等の内容と軌を一にするが、そもそも12月13日付け陳述書に現れる赤瀬弁護士の供述は、懲戒請求者が直接聞き取ったものではなく赤瀬弁護士から聞き取った第三者からの話を記載しているに過ぎず、その意味では再伝聞ではない。また、赤瀬弁護士自身が、自らの供述内容自体も伝聞に過ぎない（なお、赤瀬弁護士は鈴木が被審査人法人を退職してベリーベストに就職する以前の平成27年9月30日には被審査人法人を退職している。乙11）として懲戒請求者からの陳述書の作成要請に応じていないという事情も認められるところであり、赤瀬弁護士の陳述内容として記載されているところが同弁護士が統括部長であったが故に聞き知った内容であるとも評価することはできず、結局、赤瀬弁護士の陳述内容として12月13日付け陳述書に記載さ

れているところと**A** 陳述書等とが軌を一にしていることをもって、**A** 陳述書等の信用性を高める事情とすることはできない。

以上に検討したところからすると、被審査人石丸の指示で鈴木をベリーベストに就職させて、本件営業情報を入手させて別件懲戒請求させたと陳述する**A** 陳述書等の陳述部分については、その直接的な裏付けとなる証拠がないと言わざるを得ない。

(オ) さらに、**A** 陳述書等の信用性に関連して、以下の点を指摘することができる。

a **A** 陳述書が作成される以前における **B** 弁護士と懲戒請求者とのライン（甲40）中において、「鈴木については名前を把握しているそうなのですが、別の人物については誰なのか分からないとのことでした」とのやり取りがなされているところ、これは、**B** 弁護士が **A** から聞き取った内容を懲戒請求者に伝えた際のやり取りであると認められ、この「別の人物」とは他の関係証拠からすると松田のことを指していると考えられるところ、**A** 陳述書においては、小川についても松田についても氏名を明示した上で具体的な状況についての説明までされており、上記ラインにおけるやり取りの内容と **A** 陳述書との間に齟齬が生じている。

b 同じく **B** 弁護士と懲戒請求者のラインのやり取り（甲40）において、**B** 弁護士のメッセージとして「私は伺っておりました通り、酒井先生が金銭的にも代理人として守っていただけると伝えました」との記載があり、また、**B** 弁護士と懲戒請求者との間のメールでのやり取り（甲43）及び **A** と懲戒請求者との間のメールのやり取り（甲44）を見ると、陳述書の作成と同時に、**A** と懲戒請求者もしくはベリーベストとの間において合意書が締結されている事実が認められる。そうすると、**A** 陳述書の作成にあたって、**A** に対して何らかの経済的対価の提供が合意書に記載されている可能性が窺われる状況にあり、**A** において懲戒請求者に迎合する可能性は否定できない。なお、当委員会は、懲戒請求者に対して当該合意書を証拠として提出するように求めたが、守秘に属する事項であることを理由として懲戒請求者からその提出は行われなかった。

c また、**A** 陳述書等によれば、小川及び鈴木がそれぞれ新宿事務所及びベリーベストに非弁提携の情報入手の目的で入所するために被審査人法人を

退職するにあたって、小川に対しては500万円、鈴木に対しては1000万円ものAの退職金を支給するように被審査人石丸からの指示があった旨の陳述部分があるが、懲戒請求者の綱紀委員会における説明では、被審査人石丸を告訴人として不正競争防止法違反被疑事実で警視庁麻布警察署に告訴しているところ（甲48）、警察による銀行口座の捜査によっても両名に対する上記退職金支払いの事実を確認できなかったとのことであり（懲戒請求者の綱紀委員会における陳述）、被審査人法人からの退職金の支払いについて客観的にこれを裏付ける証拠はなく、被審査法人らから提出された被審査法人の決算報告書における「販売費および一般管理費内訳書」（乙29）を見ても、A陳述書等という退職金の支払いを確認することができない。

（カ）これらの点を総合考慮すると、当委員会においてAの審尋を行うことができず、かつ、反対尋問も経ていないA陳述書等のみをもって、そこに記載されているように被審査人石丸の指示によって鈴木がスパイとしてベリーベストに就職し、本件営業情報を持ち出して別件懲戒請求等を行ったという事実までを認定することはできず、また、被審査人法人の関係者が鈴木に対して上記のような指示を行ったと認定するに足りる証拠もないと言わざるを得ない。

3 結語

以上のとおりであり、被審査人石丸が、被審査人法人の事実上の経営者として、平成27年ころ、被審査人法人の競合事務所と認識していたベリーベストへの対抗措置として、新宿事務所との非弁提携を示す資料を入手した上で懲戒請求を行うことなどを企図して、その旨を鈴木に指示して被審査人法人を退職させてベリーベストに就職させて本件営業情報を持ち出させた上、同人をして別件懲戒請求等を行わせた疑いはあるものの、A、鈴木、小川及び松田が当委員会からの審尋のための呼出に応じないという状況において、懲戒請求者から提出されている証拠だけでは、いまだその事実を認定することはできないと判断せざるを得ない。

よって、主文のとおり議決する。

令和6年10月25日

東京弁護士会懲戒委員会

委員長

(記載省略)

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委 員

(記載省略)

委 員

委 員

委 員

証 拠 目 録

第1 書証

1 懲戒請求者提出

- 甲1 陳述書（弁護士窪田翔太、平成31年3月29日付け）
- 甲2 陳述書（内藤卓也、平成31年3月27日付け）
- 甲3 履歴書（鈴木、平成27年12月8日付け）
- 甲4の1 誓約書（鈴木、平成28年2月29日付け）
- 甲4の2 秘密保持に関する誓約書（入所時）（鈴木、平成28年2月29日付け）
- 甲5 陳述書（懲戒請求者、2020年1月10日付け）
- 甲6 社員別出勤簿・勤怠表（ベリーベスト、2016年3月1日～同年8月31日）
- 甲7 電子メール（齋藤禎範、2019年9月19日付け）
- 甲8 内容証明郵便（ベリーベスト、2019年9月9日付け）
- 甲9の1 懲戒請求書（鈴木、平成28年9月27日付け）
- 甲9の2 証拠説明書（鈴木、平成28年9月27日付け）
- 甲9の3 電子メール（鈴木・町井貴光、2016年7月7日付け）、請求書（新宿事務所、2016年5月13日付け）、問合せ数・受任数・受任方法・受任率の一覧表（ベリーベスト）
- 甲10 2016年4月分発注分（ベリーベスト）
- 甲11 「新・不正競争防止法概説〔第2版〕」（青林書院発行）抜粋
- 甲12 陳述書（懲戒請求者、2019年9月5日付け）
- 甲13 LINE（**B** 弁護士・懲戒請求者間、2019年6月25日～同年7月3日付け、マスキングがあるもの）
- 甲14 LINE（金弘・大澤・懲戒請求者間、2019年7月2日付け、マスキングがあるもの）
- 甲15 LINE（金弘・大澤・懲戒請求者間、2019年7月23日付

け、マスキングがあるもの)

甲16 電子メール (B 弁護士、2019年7月3日～同年8月23日付け、マスキングがあるもの)

甲17 電子メール (A 、2019年9月3日～2020年2月14日付け)

甲18 陳述書 (古賀、2020年8月30日付け)

甲19 Twitter への投稿文 (懲戒請求者、2020年7月10日付け)

甲20 Web サイトで公開された「スパイ行為に対するアディーレの言い分に対する反論」と題する書面 (懲戒請求者)

甲21 陳述書 (甲5と同一のもの)

甲22 組織図 (被審査人法人)

甲23の1 履歴書 (古賀、2019年10月15日付け)

甲23の2 職務経歴書 (古賀、2019年10月15日付け)

甲24 通知書 (懲戒請求者、2020年9月3日付け)

甲25 「民事事実認定論」 (加藤新太郎著) 抜粋

甲26 陳述書 (古賀、2020年10月15日付け)

甲27 「週刊東洋経済」 (2020年11月7日発刊) 抜粋

甲28 電子メール (野中大樹、2020年11月4日付け)

甲29 電子メール (古賀、2020年11月4日付け)

甲30 電子メール (2020年10月23日付け)

甲31の1 電子メール (2020年10月9日付け)

甲31の2 電子メール (「松野翔文氏が退職した時期・理由について」との件名のもの) (2020年10月26日付け)

甲32 電子メール (「郡司紀美子が退職した時期・理由について」との件名のもの) (2020年10月26日付け)

甲33 陳述書 (古賀、2020年11月2日付け)

甲34 電子メール電子メール (「【郵送受領】アディーレの件/斎藤先

生より補充書面」との件名のもの) (A、2020年10月26日付け)

甲35 告訴状(麻布警察署宛、令和3年2月19日付け、マスキングがあるもの)

甲36 「アディーレ法律事務所事務所元代表弁護士に対する不正競争防止法違反事件チャート」と題するフローチャート(マスキングがあるもの)

甲37 証拠一覧表(甲35の告訴状に添付されたもの、マスキングがあるもの)(ベリーベスト)

甲38 Facebook 投稿のスクリーンショット(投稿者高木政和)

甲39 陳述書(懲戒請求者、令和4年12月13日付け)

甲40 LINE (B 弁護士・懲戒請求者間、2019年6月25日～同年7月3日付け)

甲41 LINE (金弘・大澤・懲戒請求者間、2019年7月2日付け)

甲42 LINE (金弘・大澤・懲戒請求者間、2019年7月23日付け)

甲43 電子メール (B 弁護士、2019年7月3日～同年8月23日付け)

甲44 電子メール (A、2019年9月3日～2020年2月14日付け)

甲45 電子メール(野中大樹(東洋経済新聞社記者)・懲戒請求者、2020年11月4日付け)

甲46 電子メール (A、2020年10月23日付け)

甲47 電子メール (A、2020年10月26日付け)

甲48 告訴状(弁護士若佐一郎外、令和3年2月19日付け)

甲49 フローチャート(弁護士若佐一郎外、令和3年2月19日付け)

甲50 証拠説明書(弁護士若佐一郎外、令和3年2月19日付け)

- 甲51 「酒井将弁護士及びベリーベスト法律事務所の一連の主張について」と題する書面（弁護士鈴木淳巳、令和2年7月3日付け）
- 甲52 電子メール（懲戒請求者、2023年6月27日付け）
- 甲53 訴状（鈴木、平成28（ただし、「26」と誤記されている。）年9月27日付け）
- 甲54 判決正本（平成29年7月5日付け）
- 甲55 ベリーベストの登記情報（2016年8月8日付け）
- 甲56 新宿事務所の登記情報（2016年8月5日付け）
- 甲57 LINE（左上に「大澤義治」と記載があるもの）

2 被審査人提出

- 乙1の1～3 従業員基本情報
- 乙2の1～3 退職願（鈴木 - 平成28年2月17日付け、小川 - 平成27年3月20日付け、松田 - 平成27年11月30日付け）
- 乙3 陳述書（被審査人石丸、2023年5月9日付け）
- 乙4 陳述書（弁護士田島寛明、2023年5月9日付け）
- 乙5 陳述書（弁護士鈴木淳巳、2023年5月9日付け）
- 乙6 回答書（令和元年12月24日付け）
- 乙7 回答書（令和2年2月3日付け）
- 乙8の1～3 診断書
- 乙9の1 報告書（両角利彦、平成28年8月9日付け）
- 乙9の2 報告書（近藤聡乃、平成28年8月8日付け）
- 乙9の3 報告書（小松美月、平成28年8月8日付け）
- 乙9の4 報告書（加藤菜々子、平成28年8月15日付け）
- 乙9の5 報告書（中島美生、平成28年8月15日付け）
- 乙9の6 報告書（橋本綾、平成28年8月15日付け）
- 乙9の7 報告書（下田完吾、平成28年8月15日付け）
- 乙9の8 報告書（日隈清子、平成28年8月9日付け）

- 乙10 陳述書（近藤聡乃、2024年2月21日付け）
- 乙11 退職願（赤瀬康明、平成27年8月31日）
- 乙12 業務通達（被審査人石丸、平成27年1月5日）
- 乙13 「民事事実認定論」（加藤慎太郎著）
- 乙14 「効果的で無駄のない尋問とは何か」（判例タイムズ No.1340）
- 乙15の1ないし3 書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控え）等
- 乙16 「条解弁護士法」（日本弁護士連合会調査室編著）
- 乙17 「逐条解説公益通報者保護法」（消費者庁参事官（公益通報・共同担当）室編）
- 乙18 「新・不正競争防止法概説（第3版）」（小野昌延他著）
- 乙19の1ないし15 マネージメントボードメンバー会議議事録
- 乙20 「弁護士職務基本規定 第3版」（日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著）
- 乙21 平成27年3月付け懲戒請求書
- 乙22の1ないし12 添付資料（乙21の懲戒請求にあたって資料として添付されたもの）
- 乙23の1ないし15 競合事務所支店展開一覧
- 乙24の1 退職願（古賀、平成30年1月6日）
- 乙24の2 雇用契約書（古賀、平成31年1月1日）
- 乙24の3 退職願（古賀、平成31年4月23日）
- 乙25 退職願（**A**、平成28年9月17日）
- 乙26 退職願（松野翔文、令和2年9月1日）
- 乙27 退職願（郡司紀美子、令和2年5月18日）
- 乙28の1及び2 弁護士法人アディーレ法律事務所組織図
- 乙29の1 弁護士法人アディーレ法律事務所第10期決算報告書のうち「販売費及び一般管理費内訳書」

乙29の2 弁護士法人アディーレ法律事務所第11期決算報告書のうち
「販売費及び一般管理費内訳書」

乙30 行政訴訟における事実認定の審査とその限界(1) (法学雑誌
68巻3号24・25頁)

3 職権

丙1 懲戒請求者主張書面(1) (令和2年1月10日付け)

丙2 懲戒請求者主張書面(4) (令和4年12月13日付け)

第2 人証

懲戒請求者の綱紀委員会における陳述

被審査人石丸幸人の綱紀委員会及び当委員会における陳述

被審査人弁護士法人石丸・田島法律事務所代表社員田島寛明の当委員会にお
ける陳述

これは議決書の抄本である。

2024年（令和6年）11月18日

東京弁護士会

事務局長 望月 秀一

